

令和 7 年定例会
環境生活農林水産常任委員会
説明資料

◎ 議案補充説明

1 議案第 49 号

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例案 ・ ・ 1

令和 7 年 3 月 21 日
環境生活部

1 議案第 49 号 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）の規定による宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定を行うことに鑑み、土砂等の埋立て等の許可及び届出に関する規定を整備するものです。

2 概要

（１）土砂等の埋立て等の許可

法で規制される土砂等の埋立て等及び法で宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等として定められた土砂等の埋立て等については、三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）の許可を要しないこととします。

（２）土砂等の埋立て等の届出

条例の許可を要しないこととした土砂等の埋立て等については、生活環境の保全のために届出を要することとします。また、届出においても住民への周知や土砂等の搬入報告等の規定を設けます。

（３）その他規定の整理

無届けの土砂等の埋立て等の行為への命令や罰則等の規定を設けます。

3 施行期日

令和 7 年 5 月 26 日から施行

議案第四十九号

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

案

右提出する。

令和七年二月十七日

三重県知事 一見 勝 之

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和元年三重県条例第二十六号）の一部

を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（土砂等の埋立て等の許可）</p>	<p>（土砂等の埋立て等の許可）</p>
<p>第九条 土砂等の埋立て等を行おうとする者は、埋立て等区域ごとに、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂等の埋立て等については、この限りでない。</p>	<p>第九条 土砂等の埋立て等を行おうとする者は、埋立て等区域ごとに、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂等の埋立て等については、この限りでない。</p>
<p>一 六 （略）</p>	<p>一 六 （略）</p>
<p>七 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事に伴う土砂等の埋立て等</p>	<p>七 九 （略）</p>
<p>八 十 （略）</p>	<p>七 九 （略）</p>
<p>十一 次条に規定する土砂等の埋立て等（土砂等の埋立て等の届出）</p>	<p>七 九 （略）</p>
<p>第九条の二 次に掲げる土砂等の埋立て等（前条第一号から第十号までに掲げる土砂等の埋立て等を除く。）を行おうとする者は、埋立て等区域ごとに、あらかじめ、第十二条の二第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p>	<p>七 九 （略）</p>
<p>一 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十条第一項の規定により指定された宅地造成等工事規制区域又は同法第二十六条第一項の規定により指定された特定盛土等規制区域で行う土砂等の埋立て等（次号</p>	<p>七 九 （略）</p>

<p>及び第三号に掲げるものを除く。)</p> <p>二 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第五条第一項各号に規定する工事に伴う土砂等の埋立て等</p> <p>三 四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする土砂等の埋立て</p> <p>(土地の所有者の同意)</p> <p>第十条 第九条の許可の申請をしようとする者(第十一条において「申請予定者」という。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等が行われる土地の所有者に対し、当該申請が、第十二条第一項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第十一号までに掲げる事項を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第四号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。</p>	<p>第十條の二 第九條の二の届出をしようとする者(第十一条の二において「届出予定者」という。)は、あらかじめ、規則で定</p>
<p>第十條 前條の許可の申請をしようとする者(次條において「申請予定者」という。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等が行われる土地の所有者に対し、当該申請が、第十二條第一項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第十一号までに掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)を、同條第二項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第四号までに掲げる事項(同條第一項第一号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。</p>	<p>2 第十五条第一項の変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。</p> <p>3 第二十五条第一項の承継の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。</p>

<p>めるところにより、当該届出に係る埋立て等が行われる土地の所有者に対し、当該届出が、第十二条の二第一項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第十号までに掲げる事項を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項第一号及び第二号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。</p>	
<p>2 第十五条の二第一項の変更の届出をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該届出に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。</p>	
<p>3 第二十五条の二第二項の承継の届出をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該届出に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。</p>	
<p>(周辺地域の住民への周知) 第十一条 申請予定者は、当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、第十二条第一項又は第二項の申請書(以下この項において「申請書」という。)の内容を周知させるための説明会(以下この条において「説明会」という。)を開催するものとする。ただし、申請予定者は、その責めに帰することができない事由により説明会を開催することができない場合には、規則で定めるところにより、申請書の内容を埋立て等区域の周辺地域の住民に周知させるため当該申請書の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じなければならぬ。</p>	<p>(周辺地域の住民への周知) 第十一条 申請予定者は、当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、次条第一項又は第二項の申請書(以下この項において「申請書」という。)の内容を周知させるための説明会(以下この条において「説明会」という。)を開催するものとする。ただし、申請予定者は、その責めに帰することができない事由により説明会を開催することができない場合には、規則で定めるところにより、申請書の内容を埋立て等区域の周辺地域の住民に周知させるため当該申請書の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じなければならぬ。</p>
<p>2 4 (略) 第十一条の二 届出予定者は、当該届出に先立って、規則で定めるところにより、埋立</p>	<p>2 4 (略)</p>

【第 49 号 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例案】

<p>2 説明会に係る届出の内容について、生活環境の保全の見地から意見を有する周辺地域の住民は、当該説明会の開催の日から届出の日までの間に、当該届出予定者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 届出予定者は、第一項の規定による説明会の開催の状況、前項の規定により提出された意見書の概要及びその意見への対応状況その他規則で定める事項を記載した書面を作成しなければならない。</p>	<p>3 (許可の申請の手續) 第十二条 第九条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 一 氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地） 二 〇十二 (略)</p>
<p>4 前三項の規定は、第十五条の二第一項の変更の届出をしようとする者について準用する。</p>	<p>3 前二項の申請書には、第十条第一項の同意を得たことを証する書面、<u>前条第二項の意見書、同条第三項の書面、埋立て等</u></p>
<p>3 前二項の申請書には、第十条第一項の同意を得たことを証する書面、<u>第十一条第二項の意見書、同条第三項の書面、埋立て等</u></p>	<p>3 前二項の申請書には、第十条第一項の同意を得たことを証する書面、<u>前条第二項の意見書、同条第三項の書面、埋立て等区域</u></p>

<p>区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。</p>	<p>及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。</p>
<p>4 (略)</p> <p>第十二条の二 第九条の二の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 土砂等の埋立て等の目的</p> <p>三 埋立て等区域の位置及び規模</p> <p>四 管理事務所の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名</p> <p>五 土砂等の埋立て等に供する施設の設置に関する計画</p> <p>六 埋立て等に使用される土砂等の量</p> <p>七 土砂等の埋立て等の期間</p> <p>八 埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画</p> <p>九 埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために講ずる措置</p> <p>十 土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置</p> <p>十一 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p>	<p>4 (略)</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、埋立て等区域外への搬出を目的として土砂等の埋立て等が行われるものについて、第九条の二の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 前項（第六号を除く。）に掲げる事項</p> <p>二 年間の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p>	

<p>3 前二項の届出書には、第十条の二第一項の同意を得たことを証する書面、第十一条の二第二項の意見書、同条第三項の書面、埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。</p>	<p>4 知事は、第九条の二の届出を受けたときは、当該土砂等の埋立て等区域を管轄する市町長へ第一項又は第二項に掲げる事項を通知するものとする。</p>	<p>第十四条 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(変更の許可等)</p> <p>第十五条 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る第十二条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、知事の許可(以下この条及び第十六条において「変更許可」という。)を受けなければならない。</p>	<p>2 (許可の基準等)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 第九条の許可の申請が、法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令又は条例により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上必要な措置が講じられているものとして規則で定めるものである場合には、前項第五号及び第六号の規定は、適用しない。</p>
<p>2 変更許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 5 (略)</p> <p>第十五条の二 第九条の二の届出をした者は、当該届出に係る第十二条の二第一項各</p>	<p>3 (略)</p> <p>(変更の許可等)</p> <p>第十五条 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る第十二条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、知事の許可(以下この条及び次条において「変更許可」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 変更許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名、住所及び生年月日(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 5 (略)</p>			

<p>号又は第二項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。</p>	
<p>2 前項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</p>	
<p>一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p>	
<p>二 変更の内容及びその理由</p>	
<p>三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p>	
<p>3 前項の届出書には、第十条の二第二項の同意を得たことを証する書面、第十一条の二第四項において準用する同条第二項の意見書及び同条第三項の書面、変更に係る埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。</p>	
<p>4 第九条の二の届出をした者は、第一項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を書面で知事に届け出なければならない。</p>	<p>（土地の所有者への通知）</p> <p>第十六条 第九条の許可を受けた者は、当該第十六条 第九条の許可を受けた者は、当該許可を受けた日後遅滞なく、第十条第一項の同意をした土地の所有者に、当該許可に係る申請が、第十二条第一項の規定によるものである場合にあつては当該許可に係る同項第一号から第十一号までに掲げる事項を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては当該許可に係る同項第一号から第四号までに掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）を、</p>
<p>第十六条 第九条の許可を受けた者は、当該第十六条 第九条の許可を受けた者は、当該許可を受けた日後遅滞なく、第十条第一項の同意をした土地の所有者に、当該許可に係る申請が、第十二条第一項の規定によるものである場合にあつては当該許可に係る同項第一号から第十一号までに掲げる事項を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては当該許可に係る同項第一号から第四号までに掲げる事項を書面で通知しなければならない。</p>	<p>（土地の所有者への通知）</p> <p>第十六条 第九条の許可を受けた者は、当該第十六条 第九条の許可を受けた者は、当該許可を受けた日後遅滞なく、第十条第一項の同意をした土地の所有者に、当該許可に係る申請が、第十二条第一項の規定によるものである場合にあつては当該許可に係る同項第一号から第十一号までに掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）を、</p>
<p>2 前項の場合において、第九条の許可を受けた者は、当該許可に第十四条第二項の規</p>	<p>2 前項の場合において、第九条の許可を受けた者は、当該許可に第十四条第三項の規</p>

<p>定により条件が付された場合にあつては、当該許可を受けた日後遅滞なく、前項に規定する事項のほか、当該条件の内容を第十条第一項の同意をした土地の所有者に通知しなければならない。</p>	<p>定により条件が付された場合にあつては、当該許可を受けた日後遅滞なく、前項に規定する事項のほか、当該条件の内容を第十条第一項の同意をした土地の所有者に通知しなければならない。</p>
<p>3 変更許可を受けた者は、当該変更許可を受けた日後遅滞なく、第十条第二項の同意をした土地の所有者に、当該変更許可に係る第十五条第二項第一号及び第二号に掲げる事項並びに当該変更許可に第十五条第四項において準用する第十四条第二項の規定により条件が付された場合にあつては当該条件の内容を、書面で通知しなければならない。</p>	<p>3 変更許可を受けた者は、当該変更許可を受けた日後遅滞なく、第十条第二項の同意をした土地の所有者に、当該変更許可に係る前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）並びに当該変更許可に前条第四項において準用する第十四条第三項の規定により条件が付された場合にあつては当該条件の内容を、書面で通知しなければならない。</p>
<p>4 第九条の許可を受けた者は、第十五条第一項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、当該変更に係る埋立て等区域内の土地の所有者にその旨を通知しなければならない。</p>	<p>4 第九条の許可を受けた者は、前条第一項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、当該変更に係る埋立て等区域内の土地の所有者にその旨を通知しなければならない。</p>
<p>第十六条の二 第九条の二の届出をした者は、当該届出をした日後遅滞なく、第十条の二第一項の同意をした土地の所有者に、当該届出に係る第十二条の二第一項第一号から第十号までに掲げる事項を、書面で通知しなければならない。</p>	
<p>2 第十五条の二第一項の変更の届出をした者は、当該変更の届出をした日後遅滞なく、第十条の二第二項の同意をした土地の所有者に、当該変更の届出に係る第十五条の二第二項第一号及び第二号に掲げる事項を、書面で通知しなければならない。</p>	
<p>3 第九条の二の届出をした者は、第十五条の二第一項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、当該変更に係る埋立て等区域内の土地の所有者にその旨を通知しなければならない。</p>	
<p>第十八条 第九条の許可を受けた者又は第十九条の二の届出をした者は、当該許可又は</p>	<p>第十八条 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域に土砂等を搬入</p>

(土砂等の搬入の報告)

(土砂等の搬入の報告)

<p>届出に係る埋立て等区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂等の発生場所及び汚染のおそれがないことを確認しなければならない。</p>	<p>しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂等の発生場所及び汚染のおそれがないことを確認しなければならない。</p>
<p>2 第九条の許可を受けた者又は第九条の二の届出をした者は、規則で定めるところにより、前項の規定により確認した結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>(土砂等管理台帳の作成)</p>	<p>2 第九条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、前項の規定により確認した結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>(土砂等管理台帳の作成)</p>
<p>第十九条 第九条の許可を受けた者又は第十条の二の届出をした者は、規則で定めるところにより、当該許可又は届出に係る埋立て等に使用した土砂等の量その他の規則で定める事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。</p> <p>(土砂等の埋立て等に使用した土砂等の量の報告)</p>	<p>第十九条 第九条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等に使用した土砂等の量その他の規則で定める事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。</p> <p>(土砂等の埋立て等に使用した土砂等の量の報告)</p>
<p>第二十条 第九条の許可を受けた者又は第十条の二の届出をした者は、規則で定めるところにより、当該許可又は届出に係る土砂等の埋立て等に着手した日から、定期的に、前条の土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可又は届出に係る埋立て等に使用した土砂等の量(当該許可の申請が第十二条第二項の規定によるものである場合又は当該届出が第十二条の二第二項の規定によるものである場合)にあっては、土砂等の搬入の量及び搬出の量)を知事に報告しなければならない。</p> <p>(水質調査等)</p>	<p>第二十条 第九条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手した日から、定期的に、前条の土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る埋立て等に使用した土砂等の量(当該許可の申請が第十二条第二項の規定によるものである場合)にあっては、土砂等の搬入の量及び搬出の量)を知事に報告しなければならない。</p> <p>(水質調査等)</p>
<p>第二十一条 第九条の許可を受けた者又は第十条の二の届出をした者は、規則で定めるところにより、当該許可又は届出に係る土砂等の埋立て等を施工している間、定期的に、当該許可又は届出に係る埋立て等区域外への排水の水質調査及び埋立て等区域内の土壌の汚染状況の調査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。た</p>	<p>第二十一条 第九条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の埋立て等を施工している間、定期的に、当該許可に係る埋立て等区域外への排水の水質調査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質調査を行うことができないと知事が</p>

<p>だし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質調査を行うことができないと知事が認めるときは、この限りでない。</p>	<p>認めるときは、この限りでない。</p>
<p>2 第九条の許可を受けた者又は第九条の二の届出をした者は、当該許可若しくは届出に係る土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域外への排水の水質調査及び埋立て等区域外の土壌の汚染状況を調査し、その結果を知事に報告しなければならぬ。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質調査を行うことができないと知事が認めるときは、この限りでない。</p>	<p>2 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域外への排水の水質調査及び埋立て等区域内の土壌の汚染状況を調査し、その結果を知事に報告しなければならぬ。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質調査を行うことができないと知事が認めるときは、この限りでない。</p>
<p>3 第九条の許可を受けた者又は第九条の二の届出をした者は、当該許可若しくは届出に係る埋立て等区域外への排水が規則で定める水質の基準(第二十六条第五項において「水質基準」という。)に適合していないこと、又は当該許可若しくは届出に係る土砂等が土砂基準に適合していないことを確認したときは、直ちにその旨を知事に報告するとともに、その原因の調査その他当該土砂等の埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(標識の掲示等)</p>	<p>3 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域外への排水が規則で定める水質の基準(第二十六条第五項において「水質基準」という。)に適合していないこと、又は当該許可に係る土砂等が土砂基準に適合していないことを確認したときは、直ちにその旨を知事に報告するとともに、その原因の調査その他当該土砂等の埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(標識の掲示等)</p>
<p>2 第二十二條 第九条の許可を受けた者又は第九条の二の届出をした者は、規則で定めるところにより、当該許可又は届出に係る埋立て等区域であつて公衆の見やすい場所に、当該許可又は届出に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p>	<p>2 第二十二條 第九条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域であつて公衆の見やすい場所に、当該許可に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p>
<p>2 (略) (関係書類の閲覧等)</p>	<p>2 (略) (関係書類の閲覧等)</p>

<p>第二十三条 第九条の許可を受けた者又は第九條の二の届出をした者は、当該許可又は届出に係る埋立て等が施工されている間、当該許可又は届出に係る埋立て等に関してこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第十九條の土砂等管理台帳を管理事務所に備え置き、当該許可又は届出に係る埋立て等に関し土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の防止上又は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。</p>	<p>第二十三条 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等が施工されている間、当該許可に係る埋立て等に関してこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第十九條の土砂等管理台帳を管理事務所に備え置き、当該許可に係る埋立て等に関し土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の防止上又は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。</p>
<p>2 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等について、次条第二項の規定による通知（完了及び廃止に係るものに限る。）を受けた日又は当該許可の取消しの日のいずれか早い日から五年を経過する日まで、第九條の二の届出をした者は、当該届出に係る埋立て等について、次条第四項において準用する同条第一項の規定による届出（完了及び廃止に係るものに限る。）をした日から五年を経過する日まで、この条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第十九條の土砂等管理台帳を保存しなければならない。</p>	<p>2 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等について、次条第二項の規定による通知（完了及び廃止に係るものに限る。）を受けた日又は当該許可の取消しの日のいずれか早い日から五年を経過する日まで、この条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第十九條の土砂等管理台帳を保存しなければならない。</p>
<p>3 知事は、第九條の許可の申請又は第九條の二の届出があつたときは、遅滞なく、次条第一項の規定による届出（完了及び廃止に係るものに限る。）又は次条第四項において準用する同条第一項の規定による届出（完了及び廃止に係るものに限る。）があつた日までの間、この条例の規定により提出された書類を一般の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>3 知事は、第九條の許可の申請があつたときは、遅滞なく、次条第一項の規定による届出（完了及び廃止に係るものに限る。）があつた日までの間、この条例の規定により提出された書類を一般の閲覧に供しなければならない。</p>
<p>（土砂等の埋立て等の完了等の届出等） 第二十四条 （略） 2 知事は、前項の規定による届出（休止した土砂等の埋立て等を再開した場合の届出を除く。）があつたときは、遅滞なく、</p>	<p>（土砂等の埋立て等の完了等の届出等） 第二十四条 （略） 2 知事は、前項の規定による届出（休止した土砂等の埋立て等を再開した場合の届出を除く。）があつたときは、遅滞なく、</p>

【第 49 号 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例案】

<p>当該届出に係る土砂等の埋立て等が第十四条第一項第五号から第八号まで及び同条第二項（第十五条第四項の規定により準用する場合を含む。）の規定に係る許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。</p>	<p>当該届出に係る土砂等の埋立て等が第十四条第一項第五号から第八号まで並びに同条第二項及び第三項（第十五条第四項の規定により準用する場合を含む。）の規定に係る許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。</p>
<p>3 （略）</p>	<p>3 （略）</p>
<p>4 第一項の規定は、第九条の二の届出をした者について準用する。</p>	<p>（地位の承継）</p>
<p>（地位の承継）</p>	<p>（地位の承継）</p>
<p>第二十五条（略）</p>	<p>第二十五条（略）</p>
<p>2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p>
<p>一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p>	<p>一 氏名、住所及び生年月日（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）</p>
<p>二・三（略）</p>	<p>二・三（略）</p>
<p>3 （略）</p>	<p>3 （略）</p>
<p>第二十五条の二 第九条の二の届出をした者の相続人その他の一般承継人又は同条の届出をした者から当該届出に係る埋立て等区域の土地の所有権その他当該届出に係る土砂等の埋立て等を行う権原を取得した者は、当該届出をした者が有していた同条の届出に基づく地位を承継する。</p>	
<p>2 前項の地位を承継した者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</p>	
<p>一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p>	
<p>二 第九条の二の届出をした者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p>	
<p>三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p>	
<p>3 前項の届出書には、第十条の二第三項の</p>	

<p>4 同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>4 相続人が被相続人の死亡後九十日以内に第二項の届出をした場合においては、被相続人の死亡の日からその届出をする日までは、被相続人がした第九条の二の届出は、その相続人がしたものとみなす。</p> <p>(命令)</p>	<p>(命令)</p>
<p>第二十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、第二十四条第三項又は第二十七条第二項に規定する者が、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じないときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	<p>第二十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、第二十四条第三項又は次条第二項に規定する者が、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じないときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>
<p>4・5 (略)</p> <p>第二十六条の二 知事は、第九条の二又は第十五条の二第一項の規定に違反して届出をせずに土砂等の埋立て等を行った者に対し、相当の期限を定めて、当該埋立て等に使用された土砂等の全部又は一部を撤去するとともに、必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。</p>	<p>4・5 (略)</p>
<p>2 知事は、第九条の二の届出に係る埋立て等区域外への排水が水質基準に適合しないこと又は埋立て等区域内の土壌が土砂基準に適合しないことを確認したときは、当該届出をした者に対し、その原因の調査その他当該届出に係る土砂等の埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認められる生活環境の保全上の支障を除去するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該届出に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。</p> <p>(許可の取消し等)</p>	<p>(許可の取消し等)</p>

<p>第二十七条 知事は、第九条の許可を受けた者が次の各号（第九号を除く。）のいずれかに該当するときは当該許可を取り消し、又は次の各号（第一号、第五号から第七号まで及び第十号を除く。）のいずれかに該当するときは若しくは第九条の二の届出をした者が次の各号（第一号、第三号から第八号まで及び第十号を除く。）のいずれかに該当するときはは相当の期間を定めて当該許可又は届出に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 偽りその他不正の手段により第九条の許可、第十五条第一項の変更許可若しくは第二十五条第一項の承認を受けたとき又は第九条の二の届出、第十五条の二第一項の変更の届出若しくは第二十五条の二第二項の承継の届出をしたとき。</p> <p>三 七 （略）</p> <p>八 第十四条第二項（第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。</p> <p>九 （略）</p> <p>十 第二十六条及びこの項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>2 （略）</p> <p>（土砂等の埋立て等に係る土地の所有者の義務）</p> <p>第二十八条 第十条又は第十条の二の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、その施工の状況を確認しなければならない。</p> <p>2 第十条又は第十条の二の同意をした土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第九条の許可又は第十五条第一項の変更許可の内容（第十条の同意をした場合におけるものに限る。次条第一項第一号</p>	<p>第二十七条 知事は、第九条の許可を受けた者が次の各号（第九号を除く。）のいずれかに該当するときは当該許可を取り消し、又は次の各号（第一号、第五号から第七号まで及び第十号を除く。）のいずれかに該当するときはは相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 偽りその他不正の手段により第九条の許可、第十五条第一項の変更許可又は第二十五条第一項の承認を受けたとき。</p> <p>三 七 （略）</p> <p>八 第十四条第三項（第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。</p> <p>九 （略）</p> <p>十 前条及びこの項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>2 （略）</p> <p>（土砂等の埋立て等に係る土地の所有者の義務）</p> <p>第二十八条 第十条の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、その施工の状況を確認しなければならない。</p> <p>2 第十条の同意をした土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第九条の許可又は第十五条第一項の変更許可の内容（第十条の同意をした場合におけるものに限る。次条第一項第一号において同じ。）と</p>
--	--

<p>において同じ。）又は第九条の二の届出若しくは第十五条の二第一項の変更の届出の内容（第十条の二の同意をした場合におけるものに限る。第二十九条の二第一項第一号において同じ。）と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。</p>	<p>明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。</p>
<p>第二十九条 （略）</p>	<p>第二十九条 （略）</p>
<p>第二十九条の二 知事は、第二十六条の二の規定により、必要な措置を講ずべきことを命じたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂等の埋立て等について第十条の二の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。</p>	
<p>一 第二十八条第一項の規定による確認（当該確認を行うべき時期において、第九条の二の届出又は第十五条の二第一項の変更の届出の内容と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていた場合のものに限る。）を怠った者</p>	
<p>二 第二十八条第二項の規定による報告を怠った者</p>	
<p>2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であつて、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	
<p>第三十条 知事は、埋立て等区域（三千平方メートル未満のものを除く。）及びその周辺の区域において土砂等の埋立て等を継</p>	<p>（土砂等搬入禁止区域の指定） 第三十条 知事は、埋立て等区域（三千平方メートル未満のものを除く。）及びその周辺の区域において土砂等の埋立て等を継</p>

【第 49 号 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例案】

<p>続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であつて、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立て等区域及びその周辺の区域を、六月を超えない範囲で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂等搬入禁止区域」という。）として指定することができる。</p> <p>ただし、宅地造成及び特定盛土等規制法第十條第一項の規定により指定された宅地造成等工事規制区域又は同法第二十六條第一項の規定により指定された特定盛土等規制区域で行う土砂等の埋立て等については、この限りでない。</p>	<p>続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であつて、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立て等区域及びその周辺の区域を、六月を超えない範囲で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂等搬入禁止区域」という。）として指定することができる。</p>
<p>2 257 (略)</p> <p>(公表)</p> <p>第三十四條 知事は、第二十六條、第二十六條の二又は第二十七條第一項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。</p>	<p>2 257 (略)</p> <p>(公表)</p> <p>第三十四條 知事は、第二十六條又は第二十七條第一項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。</p>
<p>2 (罰則)</p> <p>第三十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>2 (罰則)</p> <p>第三十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>
<p>一 (略)</p> <p>二 第九條、第九條の二、第十五條第一項、第十五條の二第一項、第二十五條第一項又は第二十五條の二第二項の規定に違反して、第九條の許可、第十五條第一項の変更許可若しくは第二十五條第一項の承認を受けず、又は第九條の二の届出、第十五條の二第一項の変更の届出若しくは第二十五條の二第二項の承継の届出をせずに土砂等の埋立て等を行った者</p> <p>三 偽りその他不正の手段により、第九條の許可、第十五條第一項の変更許可若し</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 第九條、第十五條第一項又は第二十五條第一項の規定に違反して、第九條の許可、第十五條第一項の変更許可、又は第二十五條第一項の承認を受けずに土砂等の埋立て等を行った者</p> <p>三 偽りその他不正の手段により、第九條の許可、第十五條第一項の変更許可又は</p>

<p>くは第二十五条第一項の承認を受けた者又は第九条の二の届出、第十五条の二第一項の変更の届出若しくは第二十五条の二第二項の承継の届出をした者</p> <p>四 第二十六条第一項から第四項まで又は第二十六条の二第一項の規定による命令に違反した者</p> <p>第四十条 第二十六条第五項又は第二十六条の二第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第二十九条第二項又は第二十九条の二第二項の規定による命令に違反した者</p> <p>二 (略)</p> <p>第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項(第二十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 (略)</p>	<p>第二十五条第一項の承認を受けた者</p> <p>四 第二十六条第一項から第四項までの規定による命令に違反した者</p> <p>第四十条 第二十六条第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第二十九条第二項の規定による命令に違反した者</p> <p>二 (略)</p> <p>第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年五月二十六日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第九条の許可を受けている者が行う当該許可等に係る土砂等の埋立て等については、当該許可に係る期間が満了する日までの間は、なお従前の例による。

3 (刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和六年三重県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七条のうち三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第三十九条の改正規定中

二 第九条、第十五条第一項又は第二十五条第一項の規定に違反して、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可、又は第二十五条第一項の承認を受けずに土砂等の埋立て等を行ったとき。

三 偽りその他不正の手段により、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可又は第二十五条第一項の承認を受けたとき。

四 第二十六条第一項から第四項までの規定による命令に違反したとき。

二 第九条、第十五条第一項又は第二十五条第一項の規定に違反して、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可、又は第二十五条第一項の承認を受けずに土砂等の埋立て等を行った者

三 偽りその他不正の手段により、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可又は第二十五条第一項の承認を受けた者

四 第二十六条第一項から第四項までの規定による命令に違反した者

を

二 第九条、第九条の二、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第二十五条第一項又は第二十五条の二第二項の規定に違反して、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可若しくは第二十五条第一項の承認を受けず、又は第九条の二の届出、第十五条の二第一項の変更の届出若しくは第二十五条の二第二項の承継の届出をせずに土砂等の埋立て等を行ったとき。

三 偽りその他不正の手段により、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可若しくは第二十五条第一項の承認を受けたとき又は第九条の二の届出、第十五条の二第一項の変更の届出若しくは第二十五条の二第二項の承継の届出をせずに土砂等の埋立て等を行ったとき。

四 第二十六条第一項から第四項まで又は第二十六条の二第一項の規定による命令に違反したとき。

二 第九条、第九条の二、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第二十五条第一項又は第二十五条の二第二項の規定に違反して、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可若しくは第二十五条第一項の承認を受けず、又は第九条の二の届出、第十五条の二第一項の変更の届出若しくは第二十五条の二第二項の承継の届出をせずに土砂等の埋立て等を行った者

三 偽りその他不正の手段により、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可若しくは第二十五条第一項の承認を受けた者又は第九条の二の届出、第十五条の二第一項の変更の届出若しくは第二十五条の二第二項の承継の届出をした者

四 第二十六条第一項から第四項まで又は第二十六条の二第一項の規定による命令に違反した者

に改める。

第二十七条のうち三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第四十条の改正規定中

第四十条 第二十六条第五項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をし

第四十条 第二十六条第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は

「た者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。」

を

第四十条 第二十六条第五項又は第二十六条第四十条 第二十六条第五項又は第二十六条の二第二項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

に改める。

第二十七条のうち三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第四十一条の改正規定中

「 第二十九条第二項の規定による命令に違反したとき。」

を

「 第二十九条第二項又は第二十九条の二第二項の規定による命令に違反したとき。」

に改める。

第二十七条のうち三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第四十三条の改正規定中

「 第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。」

を

「 第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項（第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。」

に改める。

提案理由

宅地造成及び特定盛土等規制法の規定による宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定を行うことに鑑み、土砂等の埋立て等の許可及び届出に関する規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案の訂正について

令和七年三重県議会定例会議案（追加提案）

議案第四十九号 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する
条例案

（一）十七ページ（常任委員会説明資料 十八ページ）

【訂正前】

改正後	<p>第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項（第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二（略）</p>
改正前	<p>第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二（略）</p>

【訂正後】

改正後	<p>第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項（第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二（略）</p>
改正前	<p>第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二（略）</p>

【訂正前】

第二十七条のうち三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第四十三条の改正規定中

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

を

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項(第二十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項(第二十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

に改める。

【訂正後】

第二十七条のうち三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第四十三条の改正規定中

一 第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

一 第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

を

一 第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項(第二十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

一 第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項(第二十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

に改める。